

## 第 5 期障害福祉計画策定に関する基本指針の概要

## 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

- ◆計画の基本的理念は、従来から、「共生社会の実現」に向けた取組が位置づけられていましたが、次期の指針では、改めて、『地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会』が明示されました。また、障害児福祉計画の観点から、「障害児の健やかな育成のための発達支援」が追加されています。

基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</li> <li>・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li> <li>・ 地域共生社会の実現に向けた取組</li> <li>・ 障害児の健やかな育成のための発達支援</li> </ul>
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</li> <li>・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</li> <li>・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備</li> <li>・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進</li> </ul>

## 2. 成果目標

- ◆計画では、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 32 年度末の数値目標を設定するものとされています。次期計画では、平成 28 年度の実績を基準とし、平成 32 年度末に向けた目標設定とされました。
- ◆従来の計画では、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」の目標が設定されていましたが、次期計画では、より包括的な「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に目標が拡充されました。また、障害児福祉計画の観点から、従来の 4 つの目標に加え、「障害児支援の提供体制の整備等」に係る目標が追加されました。

成果目標	目標の設定
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行</li> <li>● 平成28年度末時点の施設入所者数から平成32年度末までに2%以上削減</li> </ul>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成32年度末までに、すべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置</li> <li>● 平成32年度末までに、すべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置</li> <li>● 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定（目標値は入院受療率等に基づく算定値から各都道府県で設定）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上とする</li> </ul>
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成32年度中の一般就労への移行実績を平成28年度実績の1.5倍以上</li> <li>●平成32年度末の就労移行支援利用者数を平成28年度末の2割以上増加</li> <li>●就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が、事業所全体の5割以上</li> <li>●就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上</li> </ul>
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置</li> <li>●平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</li> <li>●平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保</li> <li>●平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置</li> </ul>

### 3. 障害福祉サービス等の見込量等

- ◆計画では、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保に向け、各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込を設定するものとされています。
- ◆サービスの種類毎に、計画期間（平成 30～32 年度）の各年度の見込量を設定します。なお、次期計画では、「就労定着支援」など、平成 30 年度から開始される新サービスについても見込量を設定する必要があります。
- ◆計画では、障害福祉サービス等の見込量とともに、その見込量の確保のための方策についても記載するものとされています。また、関係機関との連携に関する事項、計画の達成状況の点検及び評価に関しても記載する必要があります。

サービス種別		見込量設定の方法
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数、平均的な利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定
日中活動系サービス、短期入所	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数、平均的な利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定

	就労継続支援（B型） 就労定着支援【新規】 療養介護 短期入所（福祉型、医療型）	
居住系サービス	自立生活援助【新規】	単身世帯の障害者数、家族の支援を受けられない障害者数、地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	施設入所支援	平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設から地域への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定
相談支援	計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯の障害者数、家族の支援を受けられない障害者数、地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
障害児支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援【新規】	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受け入れ状況、平均的な利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定
	福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定
	障害児相談支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、配置人数の見込みを設定